

# 第2回嬉野市議会定例会議案

平成24年6月1日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
1	平成24年6月1日	専決処分の報告について	1
2	〃	平成23年度嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	3
3	〃	平成23年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	4
4	〃	平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	5

議案番号	提出年月日	議案名	頁
33	平成24年6月1日	専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）	6
34	〃	専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	13
35	〃	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第1号））	別冊
36	〃	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	〃
37	〃	嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	16
38	〃	嬉野市表彰条例の一部を改正する条例について	19
39	〃	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	21
40	〃	佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について	24
41	〃	平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）	別冊

諮問番号	提出年月日	諮問名	頁
2	平成24年6月1日	人権擁護委員候補者の推薦について	26

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年6月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

## 専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月28日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事故の内容  
佐賀市西与賀町大字厘外1340番地1先路上での車両追突事故
- 2 事故発生年月日  
平成23年8月10日 午後4時0分頃
- 3 事故発生場所  
佐賀市西与賀町大字厘外1340番地1先路上
- 4 損害賠償額（対人分）  
金390,785円
- 5 過失割合  
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方  
[REDACTED]  
[REDACTED]

平成23年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

平成24年6月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成23年度 嬉野市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成23年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出現込額	残額	翌年度繰次 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰次 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債
8 土木費	2 道路橋りょう費	嬉野橋補修補強 事業	126,000,000	91,700,000		91,700,000		8,535,000	535,000		8,000,000	
				153,950,000		153,950,000	103,097,500	50,852,500	24,100,000			
	4 都市計画費	嬉野総合運動公園 全天候型屋内 多目的広場整備 事業	298,200,000			186,262,500	59,387,500	1,862,500	25,425,000		32,100,000	
合		計	424,200,000	245,650,000		245,650,000	59,387,500	1,862,500	25,425,000		32,100,000	

平成 23 年度 嬭野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 24 年 6 月 1 日提出

嬭野市長 谷口 太一郎

平成 23 年度 嬭野市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				
						国県支出金	未収入 特定財源	地方債	その他	一般財源
3 民生費	2 児童福祉費	保育所緊急整備事業	104,448,000	104,448,000		69,632,000				34,816,000
9 消防費	1 消防費	消防団安全対策整備事業	1,702,000	1,702,000		566,000				1,136,000
10 教育費	2 小学校費	塩田小学校耐震補強改修事業	224,547,000	224,547,000		69,130,000	148,200,000			7,217,000
	3 中学校費	嬭野中学校武道場等建設事業	134,335,000	134,335,000		15,407,000	108,000,000			10,928,000
	5 保健体育費	市体育館空調設備改修事業	77,000,000	61,500,000			52,300,000			9,200,000
合 計			542,032,000	526,532,000		154,735,000	308,500,000			63,297,000

報告第 4 号

平成 23 年度 嬉野都市計画下水道事業  
 嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 24 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 谷口 太郎

平成 23 年度 嬉野市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入特定財源	その他	一般財源	
1	事業費	公共下水道事業	74,250,000	27,800,000	円	円	円	円	円
	合計		74,250,000	27,800,000		9,447,700	17,500,000		852,300
	合計		74,250,000	27,800,000		9,447,700	17,500,000		852,300

議案第33号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成24年4月1日から施行する必要があった。

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市  
税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専  
決処分する。

平成24年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

## 嬉野市条例第14号

### 嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定

の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
  - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11

条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項

の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### (市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。第3項において「平成24年改正法」という。）附則第9条1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は市税条例の一部を改正する条例（平成24年嬉野市条例第14号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

議案第34号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年6月1日提出

嬉野市長 谷口 太郎

理由 地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成24年4月1日から施行する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第15号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第37号

嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成24年6月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、条例を制定する必要がある。

嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

(嬉野市印鑑条例の一部改正)

第1条 嬉野市印鑑条例(平成18年嬉野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。

第5条第1号中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名」を「記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第12条第1項第1号を次のように改める。

(1) 登録者の死亡、転出、氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)こと又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと(日本国籍を取得した場合を除く。)を知ったとき。

第12条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項第1号又は第3号により印鑑の登録を職権で抹消した場合は、その旨を当該印鑑の登録に係る者に通知しなければならない。ただし、同項第1号の場合において、転出、死亡又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと(日本国籍を取得した場合を除く。)による登録の抹消については、この限りでない。

(嬉野市手数料条例の一部改正)

第2条 嬉野市手数料条例(平成18年嬉野市条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から23の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、この条例の施行の際現に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者が、改正前の嬉野市印鑑条例の規定により受けた印鑑登録の取扱いについては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

議案第38号

嬉野市表彰条例の一部を改正する条例について

嬉野市表彰条例（平成18年嬉野市条例第154号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年6月1日提出

嬉野市長 谷口 太郎

理由 嬉野市表彰の対象を団体まで拡大するため、条例の一部を改正する必要がある。

### 嬉野市表彰条例の一部を改正する条例

嬉野市表彰条例（平成18年嬉野市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（団体の表彰）

第3条 前条の規定は、団体の表彰について準用する。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

議案第39号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を別紙のように改正する。

平成24年6月1日提出

嬉野市長 谷口 太郎

理由 地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第51条第1項第4号を次のように改める。

（4） 公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準ずるもの

第51条第1項に次の1号を加える。

（7） 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるもの

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

### 第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第9条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

（2） 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

（3） 第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定 平成26年1月1日

2 この条例による改正後の第51条第1項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（嬉野市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の嬉野市税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第40号

佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県西部広域環境組合を佐賀県市町総合事務組合の退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させ、多久市を佐賀県市町総合事務組合の議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務並びに非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させることに伴い、佐賀県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県市町総合事務組合の規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「三神地区環境事務組合」を「三神地区環境事務組合 佐賀県西部広域環境組合」に改め、同表第3条第7号に関する事務の項及び第3条第8号に関する事務の項中「武雄市」を「多久市 武雄市」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。